

福島市告示第272号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届け出があったので、同法第55条の3の規定に基づき、告示する。

令和7年9月29日

福島市長 木幡 浩

名称	新:ユニスマイル薬局 東中央店
	旧:ファーコス薬局 東中央
所在地	福島市東中央2-2-2
変更年月日	令和7年8月1日

名称	新:ユニスマイル薬局 福島駅前店
	旧:ファーコス薬局 福島駅前
所在地	福島市栄町6-6
変更年月日	令和7年8月1日

名称	新:ユニスマイル薬局 渡利店
	旧:ファーコス薬局 渡利
所在地	福島市渡利字柵町25-4
変更年月日	令和7年8月1日